四　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第十一条第二項第六号及び第六十条第二項第五号

五　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第一条第八号

（鉄道事業会計規則の一部改正）

第三十一条　鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一費用の表中「登記簿謄抄本交付手数料」を「登記事項証明書交付手数料」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「土地登記簿登記事項」及び「建物登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改める。

別記第七号様式中「土地登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改める。

別記第九号様式中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

別記第十一号様式中「土地登記簿登記事項」及び「建物登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改める。

別記第十四号様式及び別記第十六号様式中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条」に、「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

別記第二十五号様式備考2及び別記第二十六号様式備考2中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第三十三条　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十四条中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見等登記事項証明書」という」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第八号の二中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第三十二条中「登記事項証明書については」を「後見等登記事項証明書については」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第九号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第四十七条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五十八条中「登記事項証明書については」を「後見等登記事項証明書については」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第九号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第七十二条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十四条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見等登記事項証明書」という」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第九号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第四十五条中「登記事項証明書については」を「後見等登記事項証明書については」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第九号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第五十八条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第七十一条中「登記事項証明書については」を「後見等登記事項証明書については」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第九号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第八十三条第一号及び第九十条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）

第三十五条　国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年総理府輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第八条第一項第六号及び第十条第二項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、第十二条第一項中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

（国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部改正）

第三十六条　国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

「不動産登記法第三十五条第三項（船舶登記規則第一条において準用する場合を含む。）」を「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十七条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2の備考2中「土地登記簿又は土地台帳の記載」を「登記簿の記録又は土地台帳に記載」に、「土地登記簿又は土地台帳に記載」を「登記簿に記録若しくは土地台帳に記載」に、「土地登記簿又は土地台帳によること」を「登記簿若しくは土地台帳によること」に改める。

（本州四国連絡橋公団法施行規則の一部改正）

第三十八条　本州四国連絡橋公団法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第二十七条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十九条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二十五条第二項中「登記事項証明書については」を「登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については」に改め、同項第一号中「登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第四十二条第一項第一号イ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五十三条第一項及び同項第三号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改め、同項第十号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第七十条第三項及び同項第二号中「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1中「建物登記簿登記事項」、「（土地・建物）登記簿登記事項」及び「土地登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改め、同様式備考2中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条」に改める。

別記様式第2中「建物登記簿登記事項」及び「（土地・建物）登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改め、同様式備考2中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条」に改める。

別記様式第3中「建物登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改める。